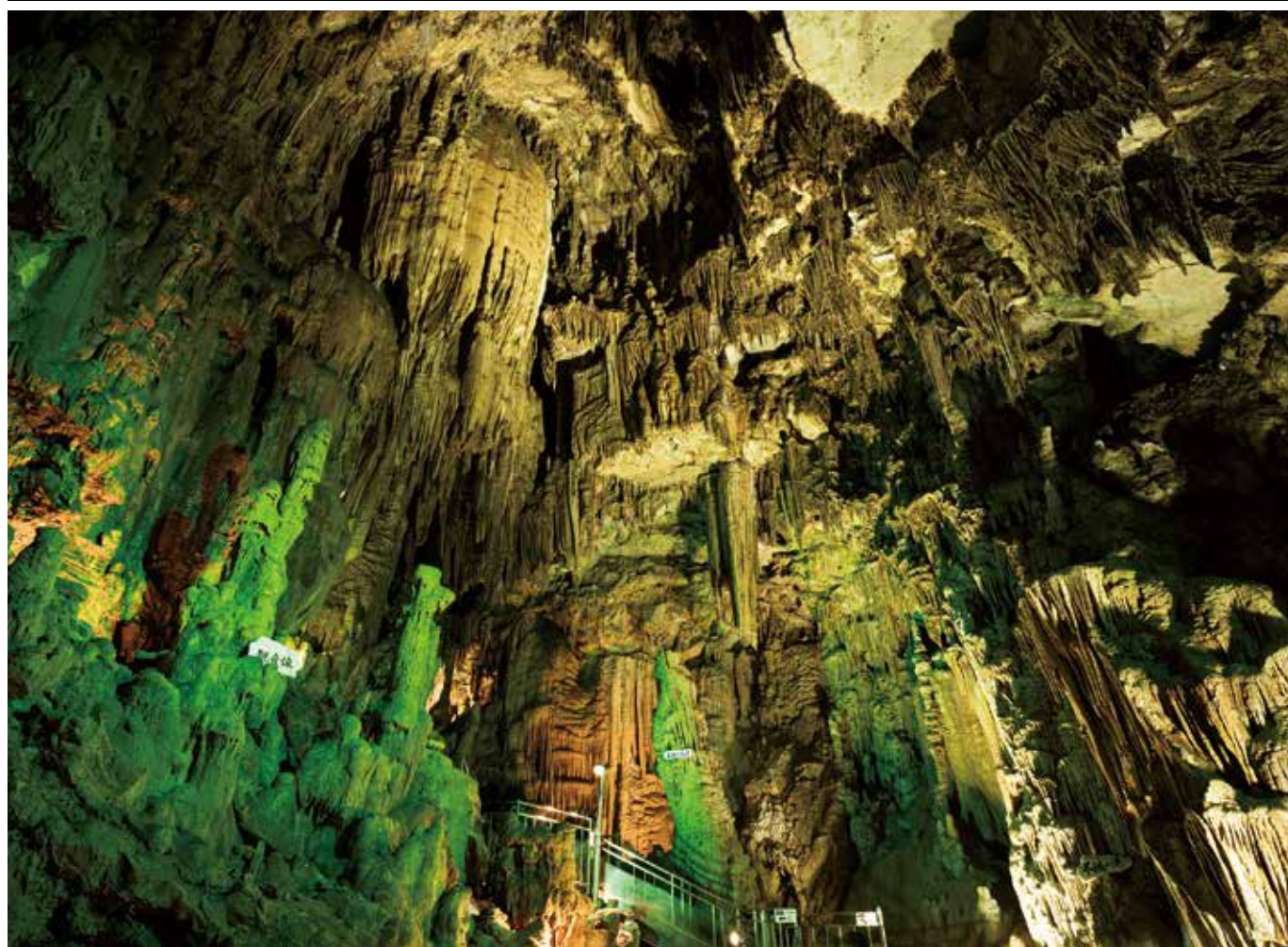




法人こおりやま

2023. 11

第545号



あぶくま洞・白銀の滝(田村市滝根町)

【コピー・転載禁止】

— 11月11日～17日は税を考える週間です —

新入会員を募集中!!

正しい税知識を身につけたい。
 もっと積極的な経営をめざしたい。
 社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆様を
 支援する全国組織、それが**法人会**です。
 随時、新入会員を募集しておりますので、
 ぜひ、お知り合いの企業がございましたら、
 ご紹介お願いいたします。



郡山法人会事務局 (TEL:024-933-7777)

詳しくは事務局又は、ホームページで!

郡山法人会

検索

目次

税務署二ユース	12
国税に関するご質問・ご相談は 国税庁ホームページで解決!	11
法人会令和6年度 税制改正提言事項	10
中小企業が今取り組むべき 4つの課題	8
税のミニ通信	4
近年の「相続」に関する 法律の改正について	2
誰が食べるか50万円のおせち トピックス	2
トピックス	2

税務署ニュース

国税に関するご質問・ご相談は
国税庁ホームページで解決!

国税庁 税について調べる



① チャットボット（ふたば）に質問する

チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、
AI（人工知能）が自動回答します。

- ・ご質問したいことをメニューから選択
- ・自由に文字で入力

チャットボットは
こちらからチャットボット
(税務職員ふたば)

相談可能税目について

- ・ 所得税 の 確定申告
- ・ インボイス制度
- ・ 年末調整

※「年末調整」の利用可能期間は、10月上旬から翌年1月下旬までとなります。

② タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な
回答を次の方法で調べることができます。

- ・自分に合った状況から探す（質問形式による検索）
- ・キーワードによる検索
- ・税金の分野ごとに調べる

タックスアンサーは
こちらから

国税庁ホームページで解決しない場合には、
「国税相談専用ダイヤル」（電話相談）をご利用ください

電話で解決

「電話相談センター」へつながります。

国税相談専用ダイヤルへ電話する

0570 - 00 - ^{コクセイ}5901 (全国一律料金)

受付時間 平日8:30~17:00 (土日祝日及び12月29日~1月3日を除く。)

※ 令和5年11月1日(水)からご利用できます。

音声案内に沿って、次の「1」~「6」を選択します。
(確定申告期には、「0」確定申告が追加されます。)

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

- ・ 相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
- ・ 税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。
- ・ 上記ナビダイヤルにつながらない場合は、**所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください**（「電話相談センター」につながります。）。

税務署で相談する

税務署での相談は、**事前予約**が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談については、面接にて相談を受け付けています。



税務署への電話は
こちらから

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください（「税務署」につながります。）。

（確定申告時期の予約については、国税庁HPをご確認ください。）

法人会

令和6年度
税制改正提言

経済再生には中小企業の力が不可欠。
健全な経営に取り組み
企業に実効性ある支援を！

このほど法人会は令和6年度税制改正で実現を求める提言をまとめ、今後、政府や関係省庁をはじめ地方自治体に要望活動を展開していきます。

今、政府が提唱する少子化対策や防衛力を担う財源論を先送りする現状にあり、財政規律を毀損させかねない実情にあります。

法人会は速やかに2025年度の基礎的財政収の黒字化を確実に達成するとともに、財政健全化の徹底を図れと強く提言しています。



紙幅の関係上、抜粋掲載します

【第39回全国大会 (10/18)】

税・財政改革のあり方

新型コロナウイルスによるパンデミックは世界的に収束段階となり、我が国も社会経済活動がほぼコロナ禍以前の状態に戻った。

これに伴い税財政政策の運営も平時のそれに戻るわけで、本来の税財政改革に向けた議論を可能にする環境が整ったといえる。

それにしてもコロナ禍が我が国財政に与えた打撃は甚大

経済再生には中小企業の力が不可欠。

健全な経営に取り組み

企業に実効性ある支援を！

が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

我が国財政の最大の問題は「中福祉・低負担」といういびつな税財政構造にある。歴代政権のほとんどが身の丈以上に「給付」を拡大させ、それに見合う「負担」を回避してきた結果である。

これを「中福祉・中負担」の均衡構造に改革しなければ、先進国で最速のスピードで進む少子高齢化や人口減少、そして財政の健全化に対応できない。

岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的

税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて
コロナ対策では主に補正予算で編成された必要以上の多額な予備費や膨大な使い残しの発生など、財政規律が大きく毀損された。コロナ禍がほぼ収束した今、財政運営にとって重要なことはコロナ予算を検証しつつ財政規律をどう回復させるかである。

岸田政権の主要政策を見ると、財政規律の回復どころか、それに逆行する動きとなつていいる。防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、その財源が極めて曖昧なのである。法人税などによる1兆円増税以外は、「歳出改革」や「決算剰余金の活用」など大半が財源として安定性を欠いている。

これで国家の根幹である安全保障が大丈夫なのか、強い危機感を感じる。

「異次元の少子化対策」では前述したように、今後3年間で必要な追加予算額を3.5兆円とし、2030年代には倍増を目指すという。これも財源には消費税などの新たな税負担は考えず、歳出改革などにより確保するとしただけで具体的な中身は定まっていない。仮に財源確保ができない場合、結局は少子化対策も防衛費も国債頼みになるという懸念が拭えない。

国と地方のPB黒字化という財政健全化の目標年度である2025年度が眼前に迫ってきた。本年7月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」では、高い成長率を前提とした場合でも2025年度には1.3兆円の赤字が残り、黒字化は2026年度になるとする一方で、歳出改革を継続すれば2025年度の達成も視野に入るとした。ただ、この試算には「異次元の少子化対策」を反映していないため目標達成は極めて難しいとみられる。

しかし、2025年度目標が達成できてもできなくても、来年度にはその後の中長期を視野に入れた財政健全化の枠組みについて議論を開始せねばならない。その際にはまず、

金利が正常化に向かうことを前提にする必要がある。我が国でもデフレ局面が終わり、日銀のゼロ金利政策が変化しつつあるからである。

つまり、異次元緩和下では黙っていても低下してきた健全化目標の一つである債務残高対GDP比の流れが持続できなくなる可能性が高い。

このため、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくには、単なるPB黒字化ではなく一定の黒字幅を確保せねばならない。

また、PBの歳出には利払い費が含まれないが、先進各国のようにこれを含む財政収支の黒字化を新たな健全化目標として採用することを提案したい。

負担をあやふやにし歳出だけを先行実施するような財政運営を是正するには、米国が採用している「ペイアズユーゴー原則」も有効であろう。これは新しい政策には歳出削減による財源捻出が必要で、それができなければ増税で財源を確保せねばならないという仕組みである。

忍び寄る財政危機を回避するには、こうした厳しい財政規律を確立する以外に道はないであろう。

(1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。

このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する

基本的考え方

我が国はすでに指摘したよ

うに、先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そうした中で社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円（令和5年度 約134兆円）に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。

持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。

これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。

具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

社会保障給付費で最も増加額が大きいのは医療分野である。その意味で注目されるのは、来年度が二年に一度の改定年にあたる診療報酬と、三年ごとの介護報酬改定が同時になる点である。

とくに診療報酬は前回もそ

うであったが、過去のほとんどの改定で「薬価」の引き下げが「本体」（医師の人件費等）の引き上げ分を吸収する形で全体を引き下げる手法をとってきた。今度こそ本体にどう切り込むかが問われよう。

医療分野では激務である勤務医と開業医の収入格差や都市と地方、診療科によって医師が偏在する実態が指摘されて久しい。その一因として診療報酬の配分のあり方がメリハリを欠くためではないかとの見方が多い。

また、開業地域も診療科も規制がない我が国独特の自由開業制度が医師の偏在を助長しているとの指摘もある。欧米では開業地域や診療科ごとに定員を設定するなど何らかの人的規制がある。診療報酬が税金と保険料が原資であることを考えれば、規制すべきところは規制する。それが真の規制改革ではないか。

社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。

とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に

応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。

また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(前頁)

(5) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

一昨年には「デジタル庁」、本年には「こども家庭庁」と官庁の創設が目立っている。しかし、共に期待された役割を果たしているとは言いがたい。その原因として政治のリーダーシップの欠如が指摘されている。

我が国のデジタル化は行政サービスや社会経済活動にとって不可欠とされながら、立ち遅れが目立っていた。デジタル庁はコロナ禍でも表面化した国と地方、省庁の縦割りを横断する組織として、その機能を期待されていた。

しかし、後述するマイナンバーカードの情報管理の杜撰さなどでスタートからつまづいている。こども家庭庁も省庁間の縦割りを排し一元的にこどもと家庭の問題を扱うという組織だが、各省庁の関連予算をかき集めただけで骨太なブランドデザインを描き切れていない。肝心の「幼保一元化」についても後ろ向きなままである。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は急激に上昇した物価が高止まりしているとはいえ、コロナ禍がほぼ収束したこともあり落ち着きを取り戻してきた。ただ、過熱していた欧米景気に連続的な利上げによる減速懸念が出ているうえ、中国経済の成長鈍化も加わり不透明さを増している。

こうした中で岸田政権は「成長と分配の好循環」を目指す「新しい資本主義」の看板の下、デジタル化や化石燃料に頼らないグリーン化などを推進しようとしているが、まだ具体的成果は見られていない。経済界もこの看板に呼応する形で相応の賃上げを実施したが、物価を考慮した実質賃

これでは両庁とも屋上屋を重ねるだけで大きな政府に道を開きかねない。官僚組織は常に肥大化する習性があるといわれる。そうならないよう国民の厳しいチェックが必要である。

また、行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。

金は伸びておらず、賃上げの持続化と膨大な内部留保の活用が問われている。

覇権主義的な動きを強める中国を念頭に置いた経済安全保障では、欧米と歩調を合わせる形で本格化させており、その成果が目ざされている。また、本来の経済外交では英国の環太平洋経済連携協定(TPP)加盟を後押しすることなどで成果をあげたが、問題は本命である米国の復帰を実現できるかどうかである。

さらに岸田政権に求めたいのは、アベノミクスで極めて中途半端に終わった農業や医療分野などいわゆる岩盤規制の改革である。この分野には強力な反対勢力が存在するが、

ここに切り込んでこそ「新しい資本主義」であろう。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

原材料をはじめとした物価の高止まりは我が国経済、とりわけ中小企業に大きな重荷となっている。いまだにコロナ禍による打撃を引きずっているところも少なくない。中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める

中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。

中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。

特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。
②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3)取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。

取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評

価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

また、先ごろ導入されたインボイス制度については、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されるなどの理由により休業業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めた。

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1)インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生

じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。

また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題

Ⅲ 地方のあり方

●広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。

基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

●国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

●地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパインデックス（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしてお

となつている。

消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

り、適正な水準に是正する必要がある。

そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

●地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

法人会税制提言の全文は、
全法連HPをご覧ください

環境変化をプラスにするために



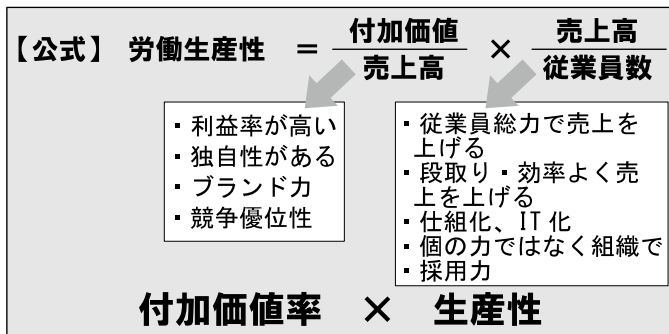
中小企業が今取り組むべき4つの課題

中小企業診断士 渡辺進也

2023年は、値上げ、電気代、燃料費の高騰など、これまで経験したことのないコストアップの年になりました。

さらに、最低賃金が過去最大の引き上げ額となることに伴い、賃上げの要求も高まっています。こうした変化に対応するためには、労働生産性を高めていくことが必要です。

具体的には、今、いる人員で最大の付加価値を作るために、付加価値率と生産性を同時に上げていく取り組みが必要な時代になりました。



現状維持が衰退の始まりを招きます。さらに、電子帳簿保存法、インボイス制度も始まり、一気にデジタル化が求められる年になりました。

様子を見るという選択をしている間に、どんどん周りが遅れてしまう事態にもつながりかねません。この環境変化をプラスにするため、中小企業を取り組むべき4つの課題を提言いたします。

付加価値向上

課題1

付加価値が高い商品とは、「高くてもおたくから買いたい」という商品です。創意工夫や特徴があり、メリットがあり、お店や社長の魅力があり、安心感があると、高くて欲しいとなります。

一方、一般的な商品、どの場所でも買える商品というものは、価格競争に巻き込まれやすくなり、付加価値も生まれにくいビジネスになります。では、どのようにすれば、付加価値の高い商品を開発できるのでしょうか？

例えば、米どころの有名品種では、生産者の名前や独自農法、銘柄を打ち出すことで、通常より2倍以上の価格で販売していることもあります。無農薬、独自農法、甘み、冷めてもおいしい、パッケージ、箱、精米法など、創意工夫をするところはたくさんあるはず。顧客が良いと求めてくれるとき、高い価格でも物は売れます。むしろ、プレミアム価格として高い価格そのものが価値になることもあります。

従業員満足度の向上

課題2

人財と言われる通り、働いてくださる従業員は宝になります。

採用を強化すると同時に、定着率を高めようとする企業も増えています。

そのためには、働きやすい職場環境が必要となります。

厚生労働省 「働きやすい・働きたいのある職場づくりに関する調査報告書」によると、今の世代の方々は、前向きに会社の経営に参画したい、学びたい、という意識が高いことが分かります。

上司からの指示・命令などで動く時代ではありません。自発的な意識が高いということも特徴かもしれません。そうした高い意識に会社が応えていくことも求められています。

具体的には、自分の希望に応じたスキルや知識を学びたい、従業員の意見を経営計画に反映してほしい、本人の希望を尊重した配置、評価結果のフィードバック、会社のビジョンの共有などを求めていることが明らかになっています。

こうした要望に対し、会社ができることは、経営戦略を作り、ビジョンを発信

し、目標と目的を設定することがまず第一歩です。

そのうえで、必要となる人材像や理想的な働き方も形になってきます。

待遇、評価制度や個人へのフィードバックの仕方、「ねぎらい」の仕組みなど、

一人一人が輝ける仕組みにしていくことで、従業員満足が得られるようになります。

会社が成長の方向性を示し、従業員とともに成長していく企業が、さらなる成長を果たす善循環を描くことができます。

生産性向上

課題3

生産性向上とは、少ない人員でより効率的に利益や付加価値を上げていくことです。

売上や利益につながる行動にエネルギーを注ぐことが重要です。

そのためには、まず業務フローを見直すことが第一ステップとなります。

工程ごとに何人、何時間の労力をかけているかを把握します。

そのうえで、どうしても自社で行うこと、外注しても良いこと、機械化・IT化ができることなど、把握をしていきます。

例えば、電話応対をできるだけ少なくすることで、ほかの業務に集中できることもあります。電話受付を外注化する企業も出ています。

必要な業務に、人員の労力を充てることで、一時間当たりの売上・利益を最大化します。

そうしたものが見える化できると、自分たちで段取りを良くしていこうと努力するようになります。

機械化、IT化だけでなく業務フローの見直しをする。付加価値を生む工程にエネルギーを集中する。

どこが付加価値を生んでいる工程かを視える化する。現場が自発的に考え、PDCAサイクルが構

築されることで、生産性が高まっています。

ムダ・ムリ・ムラが少なくなり、効率と利益率が高まることで、生産性は高まっています。

IT化

課題4

中小企業におけるIT化のポイントは、ズバリ「会計ソフトを基幹ソフトにすること」と言えます。

会計ソフトに自動連携で取り込めるようにすることで、損益がリアルタイムで構築できます。

また、クラウドシステムにすることで、共有もスムーズにできます。

その一方で、セキュリティが心配で、IT化に踏み切れない企業もありますが、ガイドライン等を参考に、お金をかけずにできるセキュリティ対策を講じながら、IT化を進めていくべきです。

電子帳簿保存法が開始されることで、さらにIT化

の機運が高まってきています。

電子化された情報が普通に飛び交う時代に、早い段階で取り組む必要があります。

県や市町村でデジタル化相談窓口や補助金制度を構築するところも増えてきました。

それだけ社会的な課題であるともいえます。他社よりもいち早くIT化を進め、効率化だけでなく、経営情報の視える化ができることが大きなメリットです。

現状はどうなっているか、何が問題なのか、何がうまくいっているのか、をリアルタイムで把握し、改善を続けられる企業は成長も早まります。

一方で、試算表が2か月前のもので判断をしている状況であると、タイムラグが生じてしまい、正しい経営判断や先読みができなくなる可能性があります。

会計ソフトに集約できるよう、IT化を進めていく

ことで、経営判断が早く、正しくなります。

以上4つの経営課題をご紹介します。

急激な経営環境の変化により、経営戦略の見直しが必要となり、その際には、人が必要になります。

しかし、従業員が満足する環境になれば、採用には至らないこともあります。

経営課題を解決に導く手順として、まず、従業員の働く環境やIT化など社内環境を整えることが先決です。

盤石な体制を構築できることで成長の土台が作り上げられます。

次に、付加価値の高い事業、商品を推進していきま

す。その流れが構築するのと同様に、生産性向上を目指すためのPDCAサイクルを構築する、という基本的な流れで改革を推進します。

税のミニ通信

近年の「相続」に関する法律の改正について

東北税理士会郡山支部/税理士 渡部 俊一

近年、高齢化問題や種々の社会問題に対応するため、いろいろな法律等で相続に関する改正が行われておりますので、対応等にご注意ください。ここでは改正されたうちの主なものを記載しますが、紙面の都合上、制度ができた背景や制度の内容までの詳細は説明できませんので、申し訳ありません。

1)民法等の改正

- ①配偶者居住権を新設
- ②婚姻期間20年以上の夫婦は住居の贈与が特別受益の対象外に
- ③遺産分割前に預金の仮払いが可能に
- ④被相続人の介護や看病で貢献した親族等は金銭請求が可能に
- ⑤法務局で自筆遺言証書が保管できるようになった
- ⑥法務局で遺言書を保管する場合、自筆遺言証書の検認が不要に
- ⑦自筆遺言証書の財産目録がパソコンで作成可能に
- ⑧遺留分減殺請求の変更
- ⑨相続による登記が義務化された
- ⑩相続土地国庫帰属制度の創設

2)相続税法等の改正

- ①相続時精算課税制度の見直し(贈与税の110万円控除適用)
- ②相続税における暦年贈与加算が3年から7年に延長
- ③教育資金、子育て・結婚資金の非課税制度の見直し
- ④住宅取得資金に係る贈与税の非課税制度の見直し
- ⑤農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し
- ⑥非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予(事業承継)制度の見直し
- ⑦特定事業用宅地の小規模宅地の見直し
- ⑧成人年齢に引下げに伴う各種特例適用年齢の見直し
- ⑨相続した空家の譲渡所得に係る特別控除の要件見直し
- ⑩一般社団法人に関する相続税・贈与税の見直し
- ⑪今後、タワーマンションの評価の見直しが検討されている

古から相続については、いろいろな争いやもめごとが生じやすいものです。円滑、円満な相続するために事前の検討が必要となる場合は、ぜひ専門家の活用をご検討ください。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税には
ダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

**電子申告で
効率UP!**



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが!

添付書類の提出省略(注)

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。



誰が食べるか50万円のおせち

フリーランスライター 藤木 順平

令和4年度の税収が過去最高だったらしい。「らしい」というのは実感がないから。企業はそんなに儲かったの？ 庶民の懐は温かいの？ とはいえ、コロナ禍でのさまざまな制限から解放されるなど、これまでより「浮かれ気分」で新年を迎えることができそうだ。

昨今、北風が強い百貨店業界も正月だけは別とばかり、老舗高級料理店で作られたおせちを並べている。値段は最高が約50万円！ ボリュームゾーンは10万円台といったところ。一般的には1～3万円のものが家庭をにぎわすようだが、さて、世の中は必ずしも「おせち料理」が好きという人ばかりとは限らない。昆布巻きが「喜ぶ」につながり、数の子が「子孫繁栄」を願うなどの「縁起物」だとしても。

ある調査によると「おせち料理が好き？」との問いに、「そうでもない」と答えたのが45%以上にのぼった。理由は「飽きる」「おいしくない」「味が甘すぎる」など。たしかに…。

飯はよいものと気のつく松の内…という古川柳を見つけた。

高温や豪雨に見舞われ、野菜や果物などの農作物がおしなべて不作だった日本列島の、なんと、米の作柄は例年どおりだという。高温多湿向きの作物。飯はよいものだ！



「Autumn恋活」開催

9月16日(土)、婚活イベント「Autumn恋活」を郡山ビューホテル「ステラート」で開催し、独身男女27名(男性15名、女性12名)が参加した。前回に引き続き、お笑いコンビ「母心」の関あつしさんに総合司会を担当していただき、軽快なトークで参加者の緊張をほぐし、イベントがスタートした。

はじめに、婚活参加にあたっての心構えや、良い相手と結ばれるためのポイントについて当会、阿部尋子副会長が婚活講座を行った。次にプロフィールカードを使いながら1対1の自己紹介を行い、男女とも積極的に自己アピールした。その後のフリータイムでは、飲食を楽しみながら自由に移動し、気になる相手と積極的に会話をし、終始和やかな時間を過ごした。途中のアトラクションでは「質問ゲーム」を行い、参加者の意外な答えに関さんのツッコミも冴えわたり、大盛り上がりであった。

最後に、気になる方をカードに記入し、お互い名前が書いてあればカップル成立のマッチングタイムを行い、合計3組のカップルが誕生した。



フリータイムを楽しむ参加者

会員親睦ゴルフコンペ 開催

10月5日(木)、第12回となるゴルフコンペを郡山ゴルフ倶楽部において開催し、18名が参加した。季節の変わり目で少し肌寒い天候の中、プレーを通じ会員相互の親睦を深めた。成績は次の通り。(敬称略)

優勝 = 別府 宏哲 (岩通東北株)

準優勝 = 岩谷実智雄 (株江見基礎調査)

第3位 = 小東 政彦 (AIG損害保険株)



優勝の別府宏哲さん(左)と赤塚英夫会長

青年部会 会員研修委員会 開催

9月27日、青年部会会員研修委員会を開催した。議事では、子ども食堂への募金活動や新春講演会及び新年会の企画など、後期事業について話し合った。



三春支部 視察研修会

10月11日(水)、清々しい秋晴れの下、三春支部視察研修会を開催し、11名で宮城～山形方面へ向け出発した。

まずは、ニッカウヰスキー宮城峡蒸溜所を見学。「日本のウイスキーの父」と称される竹鶴政孝が北海道余市蒸溜所に次いで建設した蒸溜所であり、「峡」という言葉からも想像できるように、2つの清流が合流する霧深い緑豊かな場所であり、約20万平方メートルもの広大な敷地内には仕込棟や蒸溜棟、貯蔵庫などが建ち並んでいた。

工場見学では、ニッカウヰスキーの歴史を紹介する動画を鑑賞してからガイドの解説を聞きながら各施設を回った。特に目玉となる蒸溜棟では、お酒の神様に感謝の意を込めてしめ縄が結ばれているポットスチルがいくつも並び、芳醇な香りが漂っていた。また貯蔵庫では、熟成年数別に色や量の変化を比較できた。最後はお待ちかねの試飲タイム。氷や水、炭酸水が用意されており、参加者はそれぞれ好みの飲み方で味わった。

昼食では、老舗「天童水車生そば」を味わい、その後、将棋むら天童タワーや丹野こんにゃくでお土産を購入し帰路についた。



ニッカウヰスキー宮城峡蒸溜所

青年部会 視察研修会

青年部会は、9月29日、視察研修会を開催し13名が参加した。

初めに、埼玉県深谷市にある渋沢栄一記念館を見学。館内の講義室では、大正時代、実際に講演した内容を現代版にアレンジした「道徳経済合一説」を渋沢栄一そっくりのアンドロイドが身振りや顔の表情を交え講義し、道徳と経済は両立していなければいけないという考えを学んだ。

続いて、創業234年金笛醤油、金笛しょうゆパークへ移動。醤油が何からどうやって作られているのか?を学ぶ、しょうゆ楽校(蔵元見学)へ入学。実際に大豆、小麦、麹菌等を見たり、もろみの香りを確かめたりしながら醤油の製造工程の授業を受けた。また、青年部会見学がしょうゆ楽校入学者累計8万名達成!となり、記念のセレモニーがあった。

最後に、小江戸川越を散策し帰路。経営に関する知識の向上や、部会員相互の親睦を深められ、有意義な一日となった。



金笛醤油笛木十二代当主 (前列左から三番目)と記念撮影



渋沢栄一記念館



小江戸川越



法人会の「経営者大型総合保障制度」は

1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまを

お守りしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

郡山支社/
福島県郡山市中町1-22
(郡山大同生命ビル4F)
TEL 024-922-0860

AIG AIG損害保険株式会社

郡山支店/
福島県郡山市虎丸町24-8
(富士火災郡山ビル3F)
TEL 024-933-6211